

平成13年度友の会活動

1 諸会議

- (1) 理事会 平成13年6月2日(土)
静岡県立美術館 講座室
・12年度事業報告、決算報告
・13年度事業計画、予算案
- (2) 代議員会 平成13年6月2日(土)
静岡県立美術館 講座室
・12年度事業報告、決算報告
・13年度事業計画、予算案
- (3) 臨時理事会 平成13年12月6日(日)
静岡県立美術館 講座室
・11月末決算報告、補正予算案
・友の会の運営について
- (4) 臨時代議員会 平成13年12月6日(日)
静岡県立美術館 講座室
・11月末決算報告、補正予算案
・友の会の運営について
- (5) 事業委員会
静岡県立美術館 会議室、講座室16回
- (6) 会報委員会
静岡県立美術館 会議室、講座室15回

2 実技講座

- (1) 鉛筆(シルバーポイント)の実際
平成13年9月29日(土)
講師 坂田和之氏
常葉学園短期大学美術・デザイン科教授
受講者 21名 見学者4名
会場 静岡県立美術館 実技室
- (2) 素描の基礎と淡彩の実際
平成13年9月30日(日)
講師 坂田和之氏
常葉学園短期大学美術・デザイン科教授
受講者 21名 見学者4名
会場 静岡県立美術館 実技室
- (3) イタリア絵画とワインを識る
～イタリア年にちなんで～
平成13年10月21日(日)
受講者 会員 11名、一般 3名
会場 静岡県立美術館
実技室・レストランエスタ
・最後に誰が笑ったか?
～コレッジオ、パルミジャーノ～
講師 新田建史(当館学芸員)

・イタリアワインを楽しむ

講師 宮崎ふみこ氏

(社)日本ソムリエ協会公認ワインアドバイザー

- (4) 年賀版画を作ろう

平成13年11月17日(土)

講師 杉山秀雄氏

国画会会員・静岡県立美術館連盟理事

静岡県版画協会事務局長・沼津美術協会会長

受講者 30名

会場 静岡県立美術館 実技室

3 講演会等の開催

- (1) 美術館友の会 デリシャスツアー
平成13年7月21日(土)
講師 李 美那(当館学芸員) 参加者 44名
- (2) 静岡ゆかりの画家たち展 友の会講座
会員のためのフロア・レクチャー
平成14年2月11日(月・祝)
講師 泰井 良・森 充代(当館学芸員)
参加者 48名
- (3) 日本画をじかに見る
平成14年3月21日(木)
講師 山下 善也・森 充代(当館学芸員)
参加者 30名

- 4 15周年記念事業友の会 会員展
平成14年3月5日(火)～10日(日)
出展者 41名、出品数 66点
会場 静岡県立美術館 県民ギャラリー

- 5 友の会スプリング・コンサート
平成14年3月8日(金)
演奏者 バイオリン：斉木美緒氏
ピアノ：石田佳子氏
会場 静岡県立美術館 講堂

6 研修旅行

- (1) 府中市美術館、町田市立国際版画美術館
参加者 40名
平成13年4月20日(土) 日帰り
随行学芸員：堀切正人
見学先：府中市美術館・町田市立国際版画美術館

- (2) 「韓国 歴史と美術の旅」 参加者 23名
平成13年9月27日(木)～10月1日(月)
4泊5日
随行学芸員：李 美那
見学先：仏国寺・国立慶州博物館・天馬塚古墳
- (3) 「庭園美術館と恵比寿ガーデンプレイス」
参加者 41名
平成13年11月4日(日) 日帰り
随行学芸員：新田 建史
見学先：恵比寿麦酒記念館見学・東京都写真美術館・東京都庭園美術館
- (4) 「白洲正子」の世界と横浜美術館「レオナルド・ダ・ヴィンチ」展 参加者 50人
平成14年1月26日(土) 日帰り
見学先：横浜美術館 旧白洲邸武相荘
- (5) 尾道の文学と芸術を訪ねて 参加者 46名
平成14年3月27日(水)～29日(金) 2泊3日
随行者：下山肇氏(元静岡県立美術館学芸部長・現尾道大学芸術文化学部教授)
見学先：尾道大学・蘭島閣美術館・平山郁夫美術館

7 情報の提供

- (1) 友の会だより「プロムナード」の発行
・第45号 平成13年7月18日 2,000部発行
・アトリエ訪問 坂田和之氏 洋画家
・第46号 平成13年12月15日 2,000部発行
・アトリエ訪問 藤田俊哉氏
画家 第5回富嶽ピエンナーレ大賞・受賞
・第47号 平成14年3月15日 2,000部発行
・アトリエ訪問 重岡建治氏 彫刻家
- (2) 美術ニュース「アマリリス」の配布 年4回
・44 平成13年7月18日 発行
・45 平成13年12月15日 発行
・46 平成14年3月15日 発行

8 その他の事業

- ・静岡県立美術館の展覧会、美術講演会等への協力
- ・館内ブックショップ前掲示板(友の会からのお知らせ)で情報掲示
- ・美術館友の会会員勧誘(エジプト展)

静岡県立美術館友の会会則 改正 平成13年6月2日
(名称)

第1条 この会は、「静岡県立美術館友の会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県立美術館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、美術を愛好する人たちの集まりであり、静岡県立美術館の活動を後援することにより、本県の芸術文化の普及及び振興を図るとともに、美術を通じて教養を豊かにし、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 講演会・講座・コンサート・映画会等の開催及び後援
- (2) 会報の発行
- (3) 鑑賞会及び研修旅行の開催
- (4) 出版事業

(5) 静岡県立美術館が行う事業への協力・後援

(6) その他必要な事業

(会員の種類及び特典)

第5条 本会の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 70歳以上の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員のいずれかを選択する。
- (2) 会員資格の有効期限内における会員の種類の変更は、行わない。

2 会員は、所定の方法により本会が別表2に定める特典を受けることができる。

(会員の資格)

第6条 会員とは本会の主旨に賛同し、所定の入会申込みの手続きを行い、会費を納めた者をいう。

2 会員資格の有効期限は1年とする。ただし、会員から退会の申し出がない限り、さらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

(年会費)

第7条 本会の年会費は、別表1のとおりとする。なお、納入された年会費は理由の如何を問わず、

- 返還しない。
- 2 見学、実習などの参加者は、別に実費を負担するものとする。

(届出事項)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号、口座番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに本会に報告し、変更手続きを行う。

- 2 前項の報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、本会は一切の責任を負わない。

(会員証)

第9条 本会は、会員資格取得者に対し、会員証を発行する。

- 2 会員証には、クレジット機能はない。
3 会員証を譲渡又は貸与することはできない。

(会員証の紛失、盗難)

第10条 会員は、会員証を紛失又は盗まれたときは、直ちに本会に届け出る。

- 2 本会は、会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害については、一切の責任を負わない。

(退会)

第11条 会員は、申し出によりいつでも退会することができる。

- 2 前項により退会する場合は、会員有効期限の2か月前までに、本会に申し出を行う。

(組織)

第12条 本会に代議員会と理事会を置く。

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 代議員 若干名
 - (4) 理事 若干名
 - (5) 監事 2名
- 2 役員(会長及び副会長を除く。)は、会員の中から代議員会において選任する。
ただし、代議員会の同意を得て事務局長を理事とすることができる。
- 3 会長は、理事の互選とし、副会長は会長が任命する。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長が、

その職務を代理する。

- (3) 代議員は、付議された事項の審議、決定を行う。
- (4) 理事は、会の運営を行う。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、静岡県立美術館長をもって充てる。

(役員任期)

第16条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第1条 本会の会議は、代議員会と理事会とし、会長、副会長及び理事並びに代議員の出席により開催する。ただし、特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。

- 2 代議員会は、すべての役員で構成され、毎年1回会長が召集し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 役員選出
- (4) 会則の改正

- 3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成され、次の事項を審議する。

- (1) 代議員会に付議する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(議決)

第18条 代議員会の議事は、出席した役員(代理者も含む)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(専決処分)

第19条 会長は、会議を召集することが困難と認めるときは、第20条第3項及び第4項に掲げる事項について、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。

(専門委員会)

第20条 本会に事業計画の策定や具体的な企画等の検討を目的とした事業委員会と会報委員会を置く。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局に、事務職員を置く。

(財務)

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(補則)

第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係) 年会費

会員区分	年会費	備考
一般会員	(1名) 5,000円	
シニア会員	(1名) 2,000円	70歳以上で、選択した人
特別会員	(1口) 10,000円	
賛助会員	100,000円以上	

別表2 (第10条関係) 会員の特典

特典の種類	会員の種類		
	一般会員	シニア会員	特別会員
①県立美術館主催の企画展招待券5枚	○		○
②会員証提示により、収蔵品展・ロダン館が、何度でも観覧可能	○		(同伴4名まで)
③会員証提示により、県立美術館主催の企画展が、何度でも団体料金で観覧可能	○		(同伴4名まで)
④友の会だより「プロムナード」(年3回)、美術館ニュース「アマリス」(年4回)、その他、各種情報を郵送	○	○	○
研修旅行(美術館めぐり)、各種講座等友の会主催の事業に参加可能			(同伴1名まで)
会員証提示により、県立美術館内レストラン「エスタ」の飲食料金が会員本人のみ1割引			○
県立美術館内のブックショップの利用補助券1,000円分			2,000円分
県立美術館主催の企画展オープニングセレモニー御招待			(同伴1名まで)

(注) 印は、特典を受けることができることを示す。